

2012年8月

最後のフロンティア「ミャンマー」への進出の法務

ミャンマーのパガンのことを「パゴダが連なる天国のようなところ」とフランス人から聞いて、初めてヤンゴンに来たのが90年代半ばでした。

ちょうどそのころフランスの法律事務所のハノイオフィスに駐在中で、バンコク経由でヤンゴン入りしたと思います。空から見るミャンマーは、南国の森の中にパゴダの金と白が煌めくエキゾチックな癒しの地。人々は慎み深く穏やかで魅力的でした。アウン・サン・スーチーさんの名を口にする事さえ憚られた時代でしたが、彼女の自宅前演説はちょっとした観光名所でした。

それが今や、スーチーさんの写真が巷にあふれる国に。ミャンマーは確実に変わろうとしています。

1 はじめに

ミャンマーは、昔からチーク材などの天然資源やルビーなどの貴金属や鉱物が豊かです。地勢的には、大国中国、インドと直接国境を接し、タイ、ラオス、バングラディッシュにも隣接する東南アジアの要衝であり、「最後のフロンティア」との呼び声も高いことをご存知の通りです。

若年層が多く、割安で豊富な労働力が期待されています。

人口は2011年度で6200万人超(IMF推定値)とされ、市場としての重要性も高い国です。

民族の7割はビルマ族です。ビルマ族は慎み深く信心深い仏教徒ですが、抗議のために僧が焼身自殺をするといった激しさも併せ持ちます。ビルマ族だけではなく、プライドが高く繊細な民族です。

少数民族が3割と比較的多いのは、1948年に英領から独立する際に、周辺の少数民族と連携したからです。

ミャンマーでは、長年、軍政が続いてきましたが、2011年3月、軍籍を離脱し文民となったテイン・セイン氏が大統領に就任し、世界の注目を集めます。2011年12月には

米国のヒラリー・クリントン国務長官が、ミャンマーのスーチーさん宅を電撃訪問。これが報道された後、各国やドナーがミャンマー支援に動き始めます。

実際に、経済支援の再開、経済制裁の停止や解除が続々と発表されています。

そして今春、スーチーさん率いるNLDが補欠選挙戦で圧勝し、現政権がこれを容認しました。そこで、世界のビジネスマン&ウーマンが、大挙してミャンマーを来訪する事態となったのです。

ミャンマーの次の総選挙は2015年です。テイン・セイン大統領は再任を望んでいませんが、次の選挙戦までに結果を出して、民主化路線を、定着、安定させたい考えです。

2 ミャンマーとはこんなところ

ミャンマーの主要産業は、農林水産業であり、大半の国民は第一次産業従事者です。首都は最大都市ヤンゴンではなく、ネピドーという人工的に造られた都市です。

実質GDP成長率は2011年時点で5.5%、今年の成長率は6%超が見込まれています。

一人当たりのGDPは2010年度で742ドルですが、ヤンゴンでは1700ドルを超えており、格差が広がっています。

貧しい人にも寺子屋などが教育を施しているため、識字率は高く、全体で9割を超えています。

旧宗主国が英国ということもあって、インドほどではないにせよ、英語が通じやすい国です。

ミャンマーには、銀行が数行しかありません。ミャンマー人は、まだ大半の決済を現金で行います。家を買うときも、トラック一杯に現金を載せて運ぶのです。軍政下にあった治安の良い国ならではのエピソードです。

ミャンマーでは、米ドルもある程度流通しています。ヤンゴンのタクシーは米ドルで交渉できます。ホテルでもドル払いが可能です。しかしローカルなお店では、現地通貨であるチャットしか通用しません。

クレジットカードの普及率はまだまだです。

【監修者】パートナー 弁護士 酒井 大輔
http://www.kitahama.or.jp/japanese/lawyer/j_sakai.html

【執筆者】弁護士 生田 美弥子
http://www.kitahama.or.jp/japanese/lawyer/j_ikuta.html

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係
 (TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

【大阪】北浜法律事務所・外国法共同事業
 〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル
 TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130・9550

【東京】弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー14F
 TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

【福岡】弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所
 〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25
 キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F
 TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>

為替相場については、2012年4月に正式に管理変動相場制が導入され、一応の統一がはかられました。これまでは複数のレートが存在していて、混乱していましたので、これは画期的なことです。もっとも、既に、実質レートと公定レートの差異がささやかれ始めています。

3 ミャンマーと諸外国

ミャンマーでは、欧米の長期的な経済制裁の影響で、貿易相手国が中国のみ、という時代が20年近く続いてきました。国境付近では、国境の反対側の中国の雲南省と太い人的・経済的パイプを通じて中国経済圏ができています。

日本は、人道支援を継続してきましたが、貿易相手国としては、中国や韓国や他のアセアン諸国に遅れをとっています。しかし、技術力の高いパートナーとして、大変期待されています。

ミャンマーは、1997年アセアンに加盟、2014年にはアセアンの議長国を務めることになっています。

4 ミャンマーの法体系

世界の法体系には、大きく分けて、判例法を主体とする英米法系と、成文化した法令とその解釈を主体とする大陸法系があります。前者の代表が英国、米国です。後者の代表が、ヨーロッパ大陸の国、フランス、ドイツ、イタリアなどです。

ミャンマーは、19世紀中盤に英領となり、1886年に英領インドに編入されました。そのため、当時は英国法の適用下にありました。

ミャンマーは1948年に独立しましたが、1954年時点で施行されている法令を集約し、インドで形成されたインド法典を含む「ビルマ法典」全13巻を編纂しました。その多くは既に改廃の対象となっていますが、今もミャンマー法の根幹をなす法典です。

1962年に「ビルマ式社会主義」時代が始まると、ミャンマーの判例法の伝統は大きく後退し、裁判所の役割が小さくなります。その代わりに、成文法が制定されるのですが、制定法がすべて公表されるとは限らず、当局のみが内容を把握していることもありました。そのため、法体系の全体像が不透明です。

やがて社会主義時代は終わりを告げますが、その後、もとの判例法の国に戻った、というわけでもないようです。

そのため、現在のミャンマーの法体系は、判例法の伝統をルーツに持ちつつも、ビルマ法典編纂以降は大陸法に親和性が高い状況と言えます。

5 2008年憲法

2008年憲法は、全457条あり、第441条に基づき、連邦議会の第1回会議招集時である2011年1月に発効したばかりです。

スーチーさん率いるNLDが批判する点、すなわち、国軍に議席が確保されている点ばかりが有名ですが、どのような憲法なのでしょうか。

2008年憲法は、制定に至る経緯を説明する前文と、全15章から成っています。複数政党制民主主義、大統領制を採用し、公正・自由・平等・国民の平和と繁栄の継続と発展をうたう一方で、国軍が国民政治への指導的役割に参画することを可能ならしめることが記載されています。

土地や天然資源にも言及があります。

選挙資格や、国を構成する7管区、7州やその傘下の自治体に言及するなど、かなり踏み込んだ内容も含まれています。

主権の3部門、すなわち立法権、行政権、司法権の分立の原則、三権の相互監視、抑制、均衡についても記載されています。

基本的人権に関しては、第8章に詳しく規定され、平等権や自由権といった基本的人権の保障がうたわれています。

裁判所の独立や、防御権・上訴の権利、私企業を国有化しないこと、営業・就業の自由も保障されており、国民の権利保護の観点から注目すべき内容も多く含まれています。

もっとも、「非常事態」を想定して、国軍が実権を回復できる仕組みが織り込まれていること、憲法改正は、国軍の協力なしには事実上不可能であることなどから、軍政への回帰も憲法の想定範囲内であることに注意しなければなりません。

6 主な法令(外国投資法・会社法など)

ミャンマーでは、1988年に外国投資法が制定されましたが、同法の内容は、その後の通達や命令で、事実上かなり修正されています。

今般、外国投資法改正案が提出され、7月に始まった国会で審議中です。改正内容は、外国投資法の基本的な方針は維持しつつ、既に通達等が事実上修正していた条項を取り込む程度となる予定です。もっとも、改正案に大統領が署名したとの報道は、今のところなされておらず、詳細は未だ不明です。

ところで、外国投資法を通じて直接投資する場合でも、投資形態が、会社への出資や支店等の設立である場合には、会社法の適用を受けます。外国投資法を通じなくても、会社法上、会社設立することは可能ですが、その場合には外国投資としての優遇は受けられません。

ミャンマー会社法は、ビルマ法典の第9巻の1914年に制定された古い法律で、既に4回改正されています。

ミャンマー政府は、2015年に証券取引所を開設したいと考えており、日本の法整備支援も得て、証券取引法の制定も急いでいます。

知的財産権法については、整備の遅れが目立ちます。ミャンマーはGATT時代からのWTOメンバーですが、後発開

発途上国であるため、2013年7月まで、知的財産権法の整備を猶予されています。

法整備が遅れている理由のひとつには、ミャンマーの人材不足が挙げられます。長い軍政の下で、命令に対して絶対服従、トップダウンで物事が決めてきたミャンマーでは、自ら考えて行動する中間層がほとんど育っていません。その上、ここ1年の法整備関連の公務員の業務量や、要求される処理スピードは、尋常ではなく、激務に慣れていないミャンマー人は、心身ともに疲れ切り、燃え尽き症候群にかかる者も続出しているそうです。

7 ミャンマーの弁護士

ミャンマーの弁護士総数は約25,000人と言われます。日本の弁護士が約30,000人ですが、人口は日本が倍くらいですから、人口比にすれば、ミャンマーの弁護士数は比較的多いと言えます。

しかし、ミャンマー弁護士は、最高裁に弁護士登録しているだけで、その登録簿も非公開ですし、弁護士会のような自治組織もないため、実態は不明です。

ミャンマーには、司法試験制度はありません。弁護士になりたい人は、主に徒弟制度によってトレーニングを受けます。まず、学部の卒業生などが弁護士のもとで修習生となり、1年程度修習します。最高裁に許可を得て登録すれば、審級は限られますが、弁護士になります。さらに3年以上の間先輩の弁護士のもとで研鑽を積んで、最高裁から許可を得られれば、晴れて、審級の制限のないフルの弁護士というわけです。

今のところ大半の弁護士が訴訟業務を中心とした弁護士業務に従事しており、ビジネスに対応できる弁護士はまだ少数派です。

また、ミャンマーの弁護士にミャンマー法の分析はお願いできても、外国での経験が浅いことから、外資のニーズに合わせた対応をするためには、外国の弁護士との連携が欠かせません。

弊所も、現地の弁護士と連携して、実際の事案に対応しています。

8 ミャンマー進出について

外国資本の進出方法としては、100%外国資本による法人や合弁会社、パートナーシップ、支店、駐在員事務所の設立が挙げられます。

他方で、直接投資はせずに、フランチャイズ契約などを現地企業と締結して進出する方法もあります。

合弁会社については、ミャンマー人やミャンマー企業と設立する場合に、外資が35%以上の資本を出資する必要があります。

外国投資法を通じて会社を設立し、直接投資を行う場合の最低資本金は、製造業の場合には50万米ドル、サービス業の場合には30万米ドルです。

外国投資法を通じて、会社を設立すると、一般に、数年間法人税免除(タックスホリデー)などの優遇措置を受けることができます。

外資の参入が規制されている産業としては、ホテル・観光業、金融業、輸出入業が挙げられます。

また、原則として外資は小売業に参入できません。ただ、最近、ミャンマー政府が、外資系企業に制限してきた国内市場を解禁することを報道を通じて発表していますので、今後、規制緩和が進むかもしれません。

9 最後のフロンティア、ミャンマー

経済界からのミャンマーへの進出の問い合わせが引きも切らないようですが、実際の投資獲得までの道のりは平坦ではありません。

ミャンマーは、法制度などのソフト面の遅れだけでなく、電力不足や、港湾、道路建設などのハード・インフラの整備の遅れも早く解消しなければなりません。ミャンマーには、工業団地も少なくないのですが、残念ながらインフラ整備が未了なものが大半です。

ミャンマーの電力の7割は水力発電です。ダム欠点の、乾季から雨季の移行期に水不足になることです。それに、既存の水力発電所の大半は、中国の開発によるため、出力電力の約9割を、約40年の長きにわたって中国本土での消費に供給しなければなりません。つまり、作った電力の10%くらいしかミャンマーで消費できないのです。

そのため、新たな発電所の設立が急務です。

電力不足を補うため、多くのホテルやオフィスにはジェネレーターが設置されていますが、石油代がかかるので、高つく電気、ということになってしまいます。

労働力についても問題があります。今のところ、労働力は全体として安価で豊富ですが、スキルあるワーカーは不足しており、トレーニングが必要です。また、物価や労賃の上昇が激しく、特に都市部では深刻です。

このように問題やリスクはありますが、それでもミャンマー市場の魅力は絶大です。今年に入って、コカコーラ社など欧米の大企業もこぞって進出を決めていますし、今月16日には、ミャンマー地元のカンボーザ銀行と提携する三井住友銀行による米ドル送金サービスの開始も報道されました。

ミャンマーは、今、去年までとは明らかに異なるスピード感でその風景を塗り変えつつあります。